

## 厚木飛行場周辺における住宅防音工事で設置した エアコン等の取り替え工事の対象年次拡大について

国は住宅防音工事で設置した空気調和機器（エアコン、換気扇、レンジ用換気扇）が故障又は機能が低下した場合、これらの取り替え費用の一部を補助していますが、平成25年4月15日から対象年次を拡大し、住宅防音工事希望届を受付けます。

### 1 防音工事対象年次及び補助対象

平成15年3月31日まで（従来は平成10年3月31日まで）に住宅防音工事が完了し、国の補助により設置した空気調和機器が対象です。

ただし、上記の場合でも補助の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

【補助対象とならない場合の一例】

- ① 住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合
- ② 既に国の補助により取り替え工事を実施した機器の場合

※ 平成18年の区域見直しにより、工法が変更（Ⅰ工法→Ⅱ工法）となった区域内に所在している住宅の場合及び引き戸（襖、障子など）で仕切られた防音工事済の2室にそれぞれ換気扇が設置されている場合は、補助対象となる機器の台数に制限が掛かる場合があります。

### 2 補助の割合

国の基準により算定された取り替えに要する費用の10分の9を補助します。（1割は自己負担となります。）

ただし、補助を受けられる方が生活保護法に規定する被保護者等である場合は10分の10となります。

### 3 住宅防音工事希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、南関東防衛局に提出して下さい。

用紙は当局又は座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2 TEL：046-261-2063）で配布しているほか、当局のホームページ（URL：<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>）からも入手することができます。

#### 【住宅防音工事希望届の提出及び問い合わせ先】

〒231-0003

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内  
南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課

TEL：045-211-7139